

インド予算案2011

Corporate Catalyst India Pvt Ltd
イス・シー・イス国際会計事務所グループ

目次

- 日系企業にとって良かったこと
- 日系企業にとって悪かったこと
- 直接税関連
- 間接税関連
- その他改正事項
- GSTについて

日系企業にとって良かったこと

- 個人所得税の課税対象幅（ Slab Rate ）が緩和されたこと
- 内国企業に適用される法人所得税に対する加算税（ Surcharge ）が削減されたこと
- 移転価格に関する申告期限が延長されたこと

日系企業にとって悪かったこと

- 最低代替税 (Minimum Alternative Tax) の税率が
18%→18.5%に引き上げられたこと
- 駐在員事務所に報告義務が課されたこと
- GST (Goods & Service Tax) 及びDTC (Direct
Tax Code) が公約通りに導入されなかったこと

直接税関連 (その1)

- 法人税
 - 法人税率の変更はなかった
 - 内国法人の加算税が7.5% ⇒5%に下がった。(所得Rs.1000万超)
 - 外国法人の加算税が2.5% ⇒2%に下がった。
 - 教育税は3% (Education Cess 2% + Secondary & Higher Education Cess 1%)のまま
 - 現在の税率は以下 :

会社の種類	税率
内国会社	30%
外国会社	40%

✓ 実効税率は ?

直接税関連 (その2)

- 個人所得税
 - 課税対象幅が緩和された

Rs : インドルピー

改正前		改正後	
所得	税率	所得	税率
160,000Rsまで*1	Nil	180,000Rsまで *1	Nil
160,000Rs超 500,000Rsまでの部分に対して	10%	180,000Rs超 500,000Rs までの部分に対して	10%
500,000Rs超 800,000Rsまでの部分に対して	20%	500,000Rs 超 800,000Rs までの部分に対して	20%
800,000Rs超*2	30%	800,000Rs 超*2	30%

*1 : 高齢者(65歳⇒60歳に引き下げ) に対する非課税上限額の引き上げ
(Rs.240,000⇒Rs.250,000。
80歳以上の場合はRs.500,000。)

*2 : 女性向け非課税枠優遇制度はRs.190,000のまま

✓ **影響は？**

直接税関連（その2）

➤ 影響額

前提： 課税所得 1,500,000ルピーの場合

従来		変更後	
$(300,000-160,000) \times 10\% =$	34,000	$(500,000-180,000) \times 10\% =$	32,000
$(800,000-500,000) \times 20\% =$	60,000	$(800,000-500,000) \times 20\% =$	60,000
$(1,500,000-800,000) \times 30\% =$	210,000	$(1,500,000-800,000) \times 30\% =$	210,000
小計	304,000	小計	302,000
<u>加算税は廃止</u>	n/a	<u>加算税は廃止</u>	n/a
小計	304,000	小計	302,000
$304,000 \times 3\% =$	9,120	$302,000 \times 3\% =$	9,060
合計	313,120	合計	311,060

➡ 2,060ルピーの減税効果

直接税関連（その3）

- ▶ 企業内での科学分野に関する研究開発費の割り増し償却

(従来) 175%償却



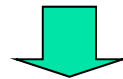
(変更後) 200%償却

✓影響は？

直接税関連（その4）

- ▶ インド法人の海外子会社からの配当受領について

(従来) 受取配当金は事業所得として課税
税率は30%



(変更後) 税率を15%に引き下げ

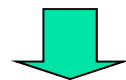
✓背景？ 影響は？

直接税関連 (その 5)

- 最低代替税 (MAT : Minimum Alternative Tax) について
 - 最低代替税とは、法人所得税が「帳簿上の利益 (Book Profit) 」の18.5%を下回る場合、
 - 当該「帳簿上の利益」が所得とされ
 - その18.5%を法人所得税として支払うという制度

(従来)

- ・ 税率は18%
- ・ 控除期限は10年



(変更後)

- ・ 税率は18.5%
- ・ 控除期限は10年(変更なし)
- ・ SEZ事業者、SEZ開発業者も対象となった

✓ 影響は？

直接税関連（その6）

➤ セクション35ADについて

(従来) インフラ関連事業（コールドチェーン設備、倉庫設備、ガス、石油、原油向けパイプラインの敷設など）及び二つ星以上のホテルにおける、資本的支出（土地、営業権、金融資産を除く）に対して控除を認める。



(変更後) 政府の認可を受けた住宅関連プロジェクト、肥料生産関連設備の支出に対しても控除が可能。

✓背景？

直接税関連（その7）

- 駐在員事務所の活動内容について課税当局（Assessing Officer）に報告

（従来） 該当条項なし



（変更後） セクション285を新設。

会計年度末から60日以内に特定の事項について所定のフォームで報告。

✓背景、内容は？ 適用開始は？

直接税関連（その8）

- ▶ 少額納税者の税務申告書提出の免除規定について

(従来) 納税額にかかわらず、納税者はすべて申告の義務あり



(変更後) 少額納税者で源泉徴収を行っている場合、申告義務を免除

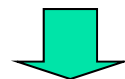
基準金額などは後日発表予定

✓影響は？

直接税関連（その9）

- 適切な第三者間取引価格算定方法による価格と実際の取引価格の差異について

(従来) 許容範囲として'5%'ルールを適用



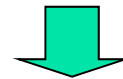
(変更後) 許容範囲について、'5%'から新たな定義に後日置き換えられることとされた

✓影響は？ 適用開始は？

直接税関連（その10）

- ▶ 移転価格担当官（TPO）による移転価格算出について

（従来）課税担当官（AO）による照会事項に限定



（変更後）調査の過程でTPOが気付いた他の国際取引についても同様にレビュー可能。
また、レビューの過程で実地調査を行うことも可能。

✓影響は？ 適用開始は？

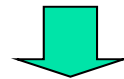
AO : Assessing Officer
TPO : Transfer Pricing Officer

直接税関連（その11）

- ▶ 移転価格に関する申告書提出期限について

（従来）

9月30日まで



（変更後）

11月30日まで

✓影響は？

直接税関連（その12）

- ▶ クロスボーダー取引（租税条約締結国との間）の調査担当官の拡大

(従来) 担当官が限定



(変更後) 一定の上級職にある担当官であれば可能。

✓背景は？ 適用開始は？

直接税関連（その13）

▶ 税制が不透明な地域との取引への課税強化

(従来) 該当条項なし



(変更後) 税制が不透明な地域を特定し、関連する取引
に ついては移転価格に関する規定を適用。

支出を損金に算入するためには関連する詳細
情報を開示する必要あり。

源泉徴収税率は30%

✓背景は？ 適用開始は？

直接税関連（その14）

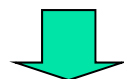
- 税務関連の書類に関する固有の識別番号（DIN：Document Identification Number）の付与について

(従来)

2010年10月1日より



2011年7月31日に延期



(変更後)

提案取下げ

✓影響は？

間接税関連 (その1)

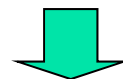
間接税	2008年 税率(%)	景気 刺激策		2009年 税率(%)		2010年 税率(%)		2011年 税率(%)
関税 (Custom Duty)	10		↔	10	↔	10	↔	10
物品税 (Excise Duty)	14	8 (▲6)	↔	8	↑	10	↔	10
サービス税 (Services Tax)	12	10 (▲2)	↓	10	↔	10	↔	10
中央販売税 (Central Sales Tax)	2		↔	2	↔	2	↔	2

上記には教育目的税3%が別途課される。

間接税関連（その2）

- ▶ 基本関税の税率が統一された

（従来） 2%, 2.5%及び3%



（変更後） 2.5%へ統一

間接税関連（その3）

- ▶ 関税の還付請求の期間が延長

（従来）

6か月



（変更後）

12か月（1年）

間接税関連（その4）

▶ サービス税関連

▶ 対象となるサービスの増加

- ・ ホテル、ゲストハウスなどの施設（期間による）
- ・ エアコン付きでアルコール提供を行うレストラン等

▶ 対象となるサービスの範囲の拡大

- ・ エアコン付きで25床以上の病院
- ・ 管理支援業務等

間接税関連（その5）

▶ サービス税関連

▶ サービス税の課税のタイミングが変更

（従来） 支払を受けた時点でサービス提供者が納税



（変更後） a. サービス提供

b. 請求書発行

c. 代金受領

のいずれか早い時点

改正事項等のトピック



- 1 . 2月 支店・ 駐在員事務所の直接の管轄が特定の銀行へ
- 2 . 2月 プレスノート1 (2005年) / プレスノート18 (1998年) の見直し
- 3 . 4月 源泉徴収時のPANの明記について
- 4 . 5月 非居住者への株式発行価格の算定方法についての改正
- 5 . 8月 GST憲法改正案取り下げ
- 6 . 10月 Provident Fundの払い戻しに規制
- 7 . 11月 日印間のEPA締結 (2010年11月)
- 8 . 1月 GST憲法改正案再提出
- 9 . 2月 IFRSの4月導入延期の発言あり (財務相)
- 10 . 2月 非上場の公開会社の役員報酬規制が緩和

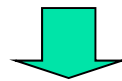
PAN : Permanent Account Number

EPA : Economic Partnership Agreement

株式発行のガイドライン

▶ 非居住者に対する発行価格

(従来) 発行時の株価の算定方法についてガイドラインはあったが、方法の特定はなし



(変更後) DCF法による価格を下回らない
(非上場企業の場合)

インド新所得税法案

▶ Direct Tax Code

- 2012年4月1日より適用予定
- 現行のIncome Tax Act, 1961の全面的な改訂

会社法関連

- ▶ 非上場企業の公開会社役員報酬規制の緩和
 - ・ 公開会社 (Public Company)については、赤字もしくは十分な利益がない場合に一定額を超える役員報酬を支払う際は政府の事前承認が必要
 - 公開会社でも非上場企業の場合は政府の事前承認は不要とされた (但し他の条件は満たす必要あり) 。

IFRS導入に関するプレスリリース

IFRS: International Financial Reporting Standards

- 2種類の会計基準の採用
- IFRSとコンバージェンスした基準の適用は以下となる

る。

①2011年4月1日の期首残高から適用

- ・ NSE-Nifty50、BSE-Sensex30に含まれる会社
- ・ 海外上場会社
- ・ 純資産 ('Net Worth') が100億ルピー超の会社

②2013年4月1日の期首残高から適用

- ・ 純資産が50億ルピー超100億ルピー以下の会社

③2014年4月1日の期首残高から適用

- ・ 純資産が50億ルピー以下の上場会社

**** 2011年4月1日期首残高からの適用につき財務省より延長の発言??**

NSE: National Stock Exchange of India
BSE: Bombay Stock Exchange

GSTとは？

- ▶ Goods & Service Tax
- ▶ 日本の消費税に相当する間接税
- ▶ 広く世界で導入されている制度に近づくもの

今までの経緯

- 2006年2月 2006年度予算案で、GSTの導入を発表
- 2008年2月 2010年4月1日からの導入を予算案で言及
- 2009年4月 審議委員会 (Empowered Committee) よりGSTの構造に
ついて
の意見
- 2009年11月 審議文書 (Discussion Paper) の公表、
州財務責任者委員会 (FCSFM)設置
- 2010年2月 当初の導入予定の延期を公表
- 2010年 8月 憲法改正草案提出- 取り下げ
2011年4月導入断念の発言
- 2011年 1月 憲法改正草案再提出
- 2011年 2月 導入に向け議会にセッション設置

GST案の内容 - 1

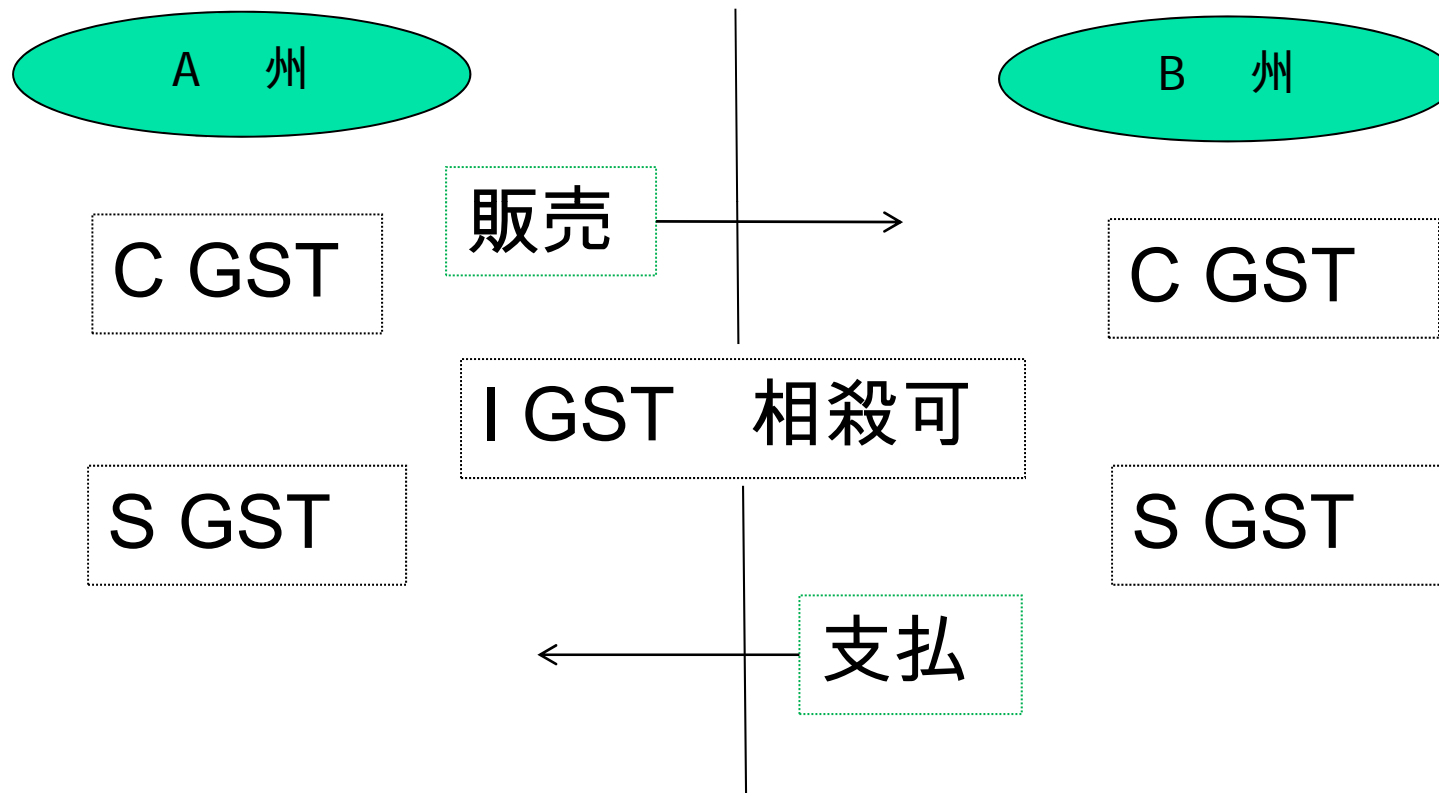
- ▶ 範囲： B to B, B to C 両方に適用

- ▶ 種類： (中央) Central GST (C GST)
(州) State GST (S GST)
(州間) Interstate GST (I GST)

- ▶ 課税対象：物販、サービス (州内、州外)

- ▶ 適用外：不動産、酒類、ガス・石油、電気

GST案の内容 - 2



導入による影響

- 積極的な投資、活発な取引
- 複雑な事務処理の軽減
- 簡素化によるコンプライアンス向上
- 担当官による不公平感解消、徴税の透明化

- * 政府にとっても税収増が期待できる
- * 産業界 - 政府 WIN-WINの関係が期待される

現状の問題点、今後の見込み-1

▶ 導入に際して

- ▶ 中央と政府の政治問題の決着
- ▶ 具体的には州の税収減の補填が焦点
- ▶ 中央と州政府のねじれが問題を複雑化

現状の問題点、今後の見込み-2

- ▶ 制度上の課題点
 - ▶ 適用税率の違い（サービス、生活必需品）
 - ▶ **Branch Transfer課税の明確化**
 - ▶ 異議申し立てのシステムの確立

現状の問題点、今後の見込み-3

▶ 運営上の課題点

- ▶ **E-payment, E-Filing の導入とシステム構築**
- ▶ **現場担当官への理解の浸透**
- ▶ **実際の物流の際の書類負担の軽減**



エス・シー・エス国際会計事務所グループのご紹介



設立: 2002年9月
代表: 少徳 健一 (日本国公認会計士、米国公認会計士)
本部: シンガポール
日本: Mazars & SCS有限責任監査法人、SCS国際税理士法人、
SCS国際コンサルティング株式会社
〒150-0021
東京都港区恵比寿西1-16-15
EBISU-WEST 5F (<http://www.scsglobal.co.jp>)
Phone: +81-3-6427-0780
Fax: +81-3-6427-0790

海外事務所: 韓国、中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、タイ、
シンガポール、インドネシア、インド、米国

インド法人名: Corporate Catalyst (India) Pvt Ltd
KS House, 118 Shahpur Jat, New Delhi 110049, India
Phone: +91-11-4100-9999 Fax: +91-11-4100-9990
<http://www.cci.in>

インド担当:
インド駐在 西海枝 (さいかち)

saikachi@scsglobal.co.jp

日本

牧

maki@scsglobal.co.jp

- ◆ 日本企業のアジア各国及びアメリカでの
 - ◆ 進出支援業務
 - ◆ 政府当局への申請業務

- ◆ 日本、アジア各国及びアメリカにおける以下の業務
 - ◆ 会計監査業務及びこれに付随するコンサルティング業務
 - ◆ 税務申告及び税務コンサルティング業務
 - ◆ 会計ソフトウェア導入コンサルティング
 - ◆ 内部管理システム導入コンサルティング
 - ◆ 内部監査業務
 - ◆ 記帳代行業務

- ◆ 日本、アジア各国及びアメリカにおける事業再編・撤退サポート業務

- ◆ 労務コンサルティング
- ◆ 法務コンサルティング (契約書の草案作成等を含む)
- ◆ 外国企業の日本進出支援業務

CCI/ASAの業務内容

サービス内容

- 税務 – 駐在員、移転価格
- コンプライアンス – 記帳代行、IFRSs、J-SOX
- 監査 – 法定監査、内部監査
- 調査 – 市場調査/産業分析
- 設立 – インド進出戦略、認可取得
- トランザクション – M&A、再編、撤退アドバイザー

Key メンバー



Arjun Asrani
Vice Chairman



Ashok Desai
Chairman



Ajay Sethi
Founder & Group President



Rajiv Arya
Director
National Head
Compliance



Himanshu Srivastava
Executive Director
Business Advisory



Parveen Kumar
Director
Assurance



Sateesh Kulkarni
Director
Market Intelligence



Sunil Arora
Director
Taxation



Anil Mehta
Director
Practice Head
Mumbai



Tatsundo Maki
Director
Representing
SCS Global



Kenichi Shohtoku
Director
Representative
SCS Global (Founder)



K Venkatraman
Director
Taxation



J Sivasankaran
Director
Practice Head
Chennai



P R Jayakumar
Director
Practice Head
Bengaluru



P Nitish
Director
compliance



PN Ramachandra Kamath
Director
Practice Head
Kochi

CCI/ASAの特徴

- 会計事務所としてインド-日本初のジョイントベン

チャー

- クライアントの70%が日系企業
- インド全土で250名以上の専門家を配置
- 20年の業務歴



THANK YOU